

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の改正案に関する意見募集について

1. 背景

一般乗用旅客自動車運送事業者は、タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号）第 2 条第 2 項に規定するハイヤー（以下「ハイヤー」という。）を使用した運送を行う場合には、運送の引受けを営業所のみにおいて行うこととされている。

しかしながら、近年、訪日外国人旅行者数の増加に伴い、空港における客引きにより営業所外で運送の引受けを行う等の違法行為が発生している。

このような違法行為については、確実な摘発及び処分が求められるところであるが、現状では、実態調査や監査において、事業者と旅客との運送契約に関する情報を確認する手段が十分でなく、違法行為の立証が困難な状況にある。

このため、一般乗用旅客自動車運送事業者がハイヤー運送（ハイヤーであって、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 86 条第 1 項の規定により運送する旅客の範囲を限定する条件を付されていない自動車を使用して行う運送をいう。以下同じ。）を行う場合について、運送契約に関する記録の作成及び保存を義務付けることにより、法令違反の把握及び発見を容易にし、輸送の安全の確保及び旅客の利便の向上を図ることを検討している。

上記を踏まえ、当該義務違反に係る行政処分の基準を新設することとする。

2. 改正概要

ハイヤー運送における違反行為に関して、次のとおり行政処分の基準を新設する。

①運送引受書の交付義務違反				
1 未交付	初違反	60 日車、再違反	120 日車	
2 記載事項等の不備	初違反	警告、再違反	10 日車	
②運送引受書の写しの保存義務違反		初違反	60 日車、再違反	120 日車
③運行指示書の作成等義務違反				
1 運行指示書の作成、指示又は携行の義務違反	初違反	30 日車、再違反	60 日車	
2 記載事項等の不備	初違反	警告、再違反	10 日車	
④運行指示書の保存義務違反		初違反	30 日車、再違反	60 日車

3. 今後のスケジュール（案）

通達発出・施行 令和 8 年 10 月 1 日